

会派名

創風会

支出調書

| | | |
|---|---|-----|
| 代表者 | 経理責任者 | 起案者 |
|  |  | 共通 |

| 区分 | 事由 | 費目・金額 | | | | 小計 | |
|-----|-------------|-------------------------|--------------|---------------|---------|------------|-----------|
| 1 | 調査研究費 | 行政調査（那覇市、糸満市、浦添市、）旅費として | 交通費 | 旅費 | 937,560 | 自動車燃料費 | 937,560 |
| | | | 資料作成費 | 調査委託費 | | 振込料 | |
| 2 | 研修費 | | 会場費 | 講師謝金 | | 出席者負担金・会費 | |
| | | | 交通費 | 旅費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | 食糧費 | | 振込料 | |
| 3 | 広報費 | | 会場費 | 交通費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | 広報誌（紙） | | 報告書等印刷費 | |
| | | | 送料（折込料含む） | ウェブページ掲載代 | | 茶菓子代 | |
| | | | 振込料 | | | | |
| 4 | 広聴費 | | 会場費 | 交通費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | 茶菓子代 | | 振込料 | |
| 5 | 要請・陳情活動費 | | 交通費 | 旅費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | 振込料 | | | |
| 6 | 会議費 | | 会場費 | 交通費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | 振込料 | | | |
| 7 | 資料作成費 | | 印刷製本費 | 翻訳料 | | 筆耕料 | |
| | | | 振込料 | | | | |
| 8 | 資料購入費 | | 法規追録代 | 参考図書代 | | 新聞雑誌等購読料 | |
| | | | 有料データベース等利用料 | 振込料 | | | |
| 9 | 人件費 | | 賃金 | 社会保険料等 | | 振込料 | |
| 10 | 事務所費 | | 備品購入費 | 事務機器等リース代 | | 消耗品等事務費 | |
| | | | 印刷代 | 振込料 | | 配送手数料 | |
| 11 | 通信運搬・自動車燃料費 | | 電話料等（按分） | 郵便料等 | | 自動車燃料費（按分） | |
| | | | その他 | | | | |
| 使用者 | 共通 | ⓐ 支出年月日 | H28年11月4日 | 現金出納簿 支出番号 | 44 | 合計 | 937,560 円 |

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 44

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 佐藤 徹哉



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

| | | |
|------------|--|----------------------------|
| 請求金額 | 937,560円（1人あたり 156,260円） ※別紙、旅費計算書のとおり | |
| 目的 | 行政調査 | |
| 用務先 | 那覇市、糸満市、浦添市、NPO 法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄 | |
| 内容 | 那覇市 議会改革について 糸満市 平和行政の取り組みについて 浦添市 子どもの貧困対策について NPO 法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄 食品ロスを生活困窮者支援へ活かす取り組みについて | |
| 期間 | 28年 11月 9日 ～ 28年 11月11日（2泊 3日） | |
| 行程 | 別紙のとおり | |
| 出張（調査等）者氏名 | ・大城 宏之 ・佐藤 徹哉 ・大木 進 ・山口 信雄 ・佐藤 栄作 ・森合 秀行 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| 特記事項 | なし | |

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

| | | | | |
|------|-------|--|-----|----------|
| 会派会長 | 経理責任者 | | 受理日 | 28年11月4日 |
| | | | 許可日 | 28年11月4日 |
| | | | 支出日 | 28年11月4日 |

上記金額を受領しました。

28年11月4日

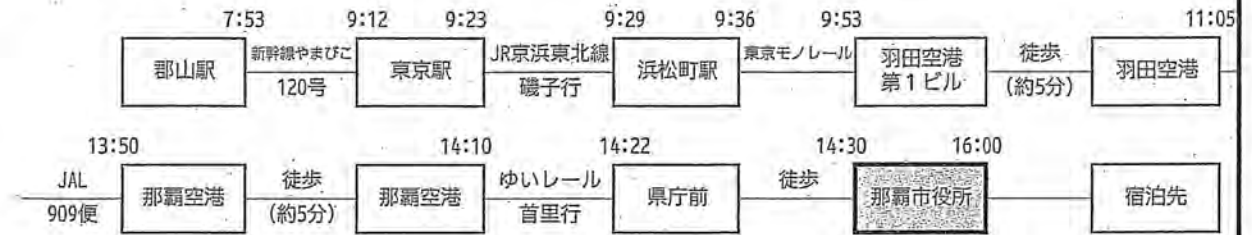
申請代表者氏名 佐藤 徹哉



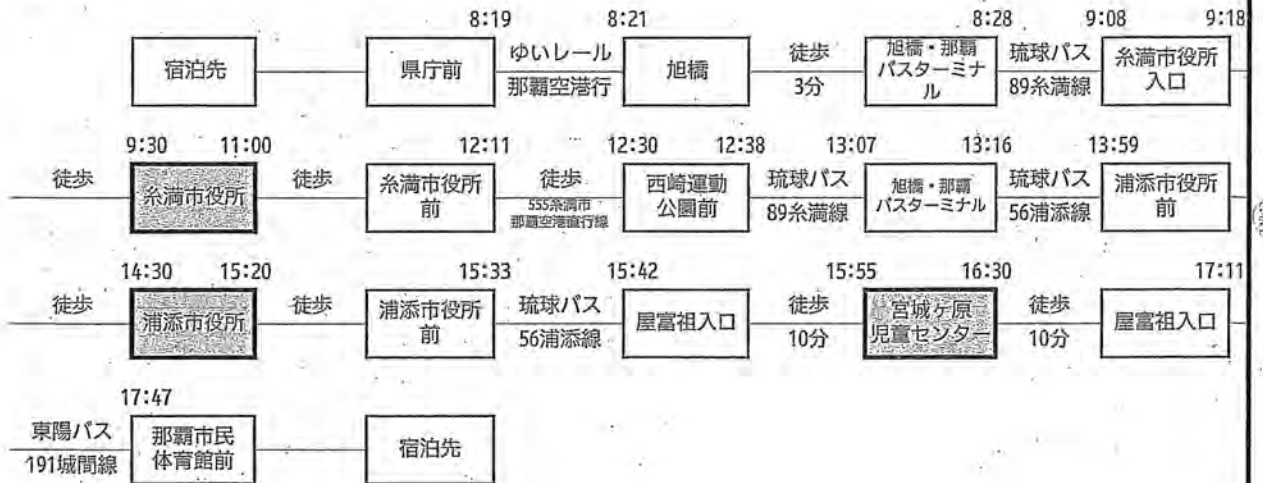
平成28年度 創風会行政調査行程表

1 行程

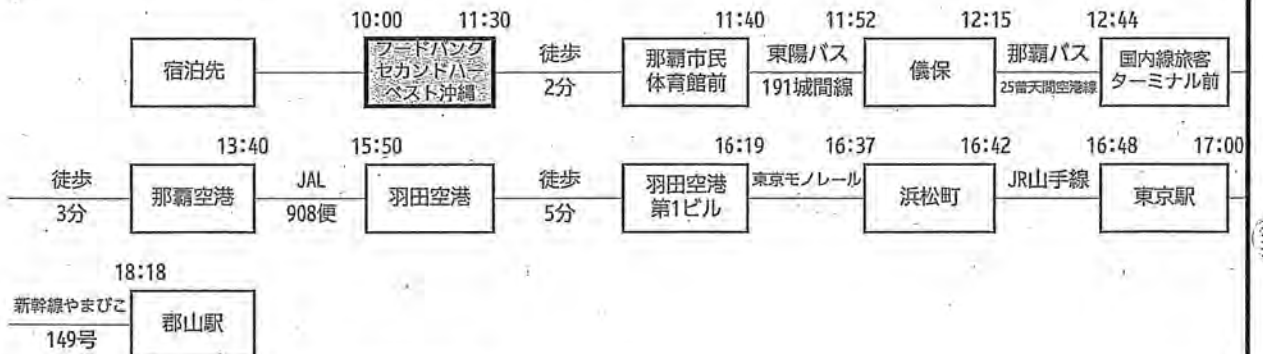
□1日目：平成28年11月9日（水）



□2日目：平成28年11月10日（木）



□3日目：平成28年11月11日（金）



2 人員 6名

大城 宏之 議員
 佐藤 徹哉 議員
 大木 進 議員
 山口 信雄 議員
 佐藤 栄作 議員
 森合 秀行 議員

3 調査内容

- (1) 平成28年11月9日（水） 14:30~16:00
 ○那覇市役所
 ・議会改革について
- (2) 平成28年11月10日（木）
 ○糸満市役所 9:30~11:00
 ・平和行政の取り組みについて
- (3) 平成28年11月10日（木）
 ○浦添市役所 14:30~16:30
 ・子どもの貧困対策に向けた取り組みについて
 （現地視察有り：宮城ヶ原児童センター）
- (4) 平成28年11月10日（金） 10:00~11:30
 ○NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄
 ・食品ロスを生活困窮者支援へ活かす取り組みについて

→裏面へ続く

4 連絡先

○那覇市役所（担当：たかえす様）
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1
TEL 098-862-8194

○糸満市役所（担当：もりた様）
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1-1
TEL 098-840-8100

○浦添市役所（担当：まえかわ様）
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1（議会棟2階）
TEL 098-851-5057：内線 5512

○NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（担当：[REDACTED]）
〒902-0073 沖縄県那覇市上間200-1 大栄アパートA棟
TEL 098-853-3001

5 その他

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 創風会

参加議員 : 大城宏之、佐藤徹哉、大木進、山口信雄、佐藤栄作、森合秀行

日 程 : 平成28年11月9日(水) - 11日(金)

行 先 : 那覇市役所(沖縄県那覇市泉崎1-1-1)
 糸満市役所(沖縄県糸満市潮崎町1-1)
 浦添市役所(沖縄県浦添市安波茶1-1-1)
 宮城ヶ原児童センター(沖縄県浦添市宮城2-4-1)
 NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄(沖縄県那覇市字上間200-1)

| | | | | | | | | |
|-------|-----------------------|--------------------|---------------------|----------|-----------------------|--------------|-----|--------|
| 11月9日 | 郡山駅 | 東 京 駅 | 浜 松 町 駅 | 羽田空港第1ビル | 羽田空港 | 那覇空港 | 県庁前 | |
| | やまびこ 206号 226.7 | JR 京浜東北線 3.1 | 東京 モノレール 17.8 | 徒歩 | JAL 909便 1687.0 | ゆいレール 6.0 | | |
| 運賃 | 4,000 | | 490 | | 46,090 | 260 | | 50,840 |
| 急行料金 | 3,680 | | | | | | | 3,680 |
| グリーン | 3,090 | | | | | | | 3,090 |
| 実費 | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | |
|--------|--------------|----|--------------|---------|--|--|--|-----|
| 11月10日 | 県庁前 | 旭橋 | 旭橋 スターミナル | 糸満市役所入口 | | | | |
| | ゆいレール 0.6 | 徒歩 | 琉球バス 14.6 | | | | | |
| 運賃 | 110 | | 580 | | | | | 690 |
| 急行料金 | | | | | | | | 0 |
| グリーン | | | | | | | | 0 |
| 実費 | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | |
|--------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|----------|--|-------|
| 11月10日 | 糸満市役所前 | 西崎公園前 | 旭橋 スターミナル | 浦添市役所前 | 屋富祖入口 | 那覇市民体育館前 | | |
| | 琉球バス 6.6 | 琉球バス 10.4 | 琉球バス 9.0 | 琉球バス 2.2 | 東陽バス 8.0 | | | |
| 運賃 | 200 | 490 | 370 | 160 | 350 | | | 1,570 |
| 急行料金 | | | | | | | | 0 |
| グリーン | | | | | | | | 0 |
| 実費 | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|--------|-------------|--------------|--------------|-----------------------|------|---------------------|--------------|-----------------------|--------|
| 11月11日 | 那覇市民体育館前 | 儀保 | 宮内 スターミナル | 那覇空港 | 羽田空港 | 羽田空港第1ビル | 浜松町駅 | 東 京 駅 | 郡山駅 |
| | 東陽バス 3.6 | 那覇バス 10.1 | 徒歩 | JAL 908便 1687.0 | 徒歩 | 東京 モノレール 17.0 | JR山手線 3.1 | やまびこ 149号 226.7 | |
| 運賃 | 210 | 230 | | 46,090 | | 490 | | 4,000 | 51,020 |
| 急行料金 | | | | | | | | 3,680 | 3,680 |
| グリーン | | | | | | | | 3,090 | 3,090 |
| 実費 | | | | | | | | | 0 |

交通費 117,660 117,660
 日 当 3,000 × 3日 = 9,000
 宿泊費 14,800 × 2泊 = 29,600
 合 計 156,260 円 × 6名 = 937,560 円

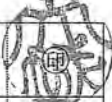





出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 44

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。



出張（調査等）議員名

| | | | |
|--------|--|---|---|
| ・大城 宏之 |  | ・ | Ⓜ |
| ・佐藤 徹哉 |  | ・ | Ⓜ |
| ・大木 進 |  | ・ | Ⓜ |
| ・山口 信雄 |  | ・ | Ⓜ |
| ・佐藤 栄作 |  | ・ | Ⓜ |
| ・森合 秀行 |  | ・ | Ⓜ |

記

| | | | | | | |
|---------|---------------------------------|-----------|-----|-----------|-----|-----|
| 期 間 | 28年 11月 9日 ~ 28年 11月 11日（2泊 3日） | | | | | |
| 目 的 | 行政調査 | | | | | |
| | | | | | | |
| 用 務 先 | 那覇市、糸満市、浦添市、フードバンクセカンドハーベスト沖縄 | | | | | |
| | | | | | | |
| 行 程 | 別紙行程表のとおり | | | | | |
| 内容及び成果 | | | | | | |
| | 別紙のとおり | | | | | |
| 旅 費 精 算 | 受領額 | 937,560 円 | 精算額 | 937,560 円 | 返納額 | 0 円 |

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

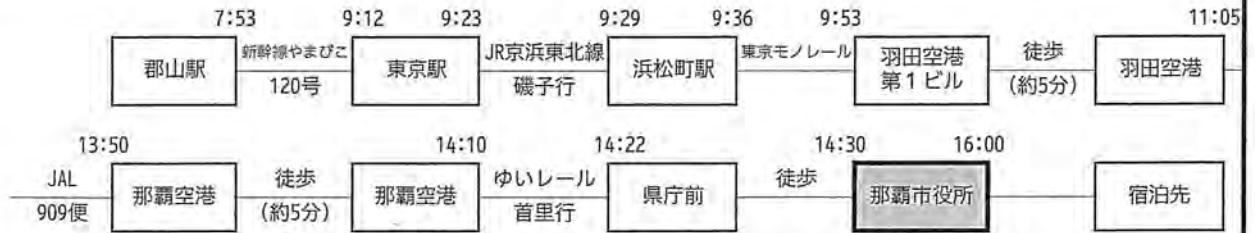
| | | | | |
|---|---|--|-------|-------------|
| 会 派 会 長 | 経 理 責 任 者 | | 受 理 日 | 28年 11月 14日 |
|  |  | | 確 認 日 | 28年 11月 14日 |
| | | | 精 算 日 | 28年 11月 14日 |

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

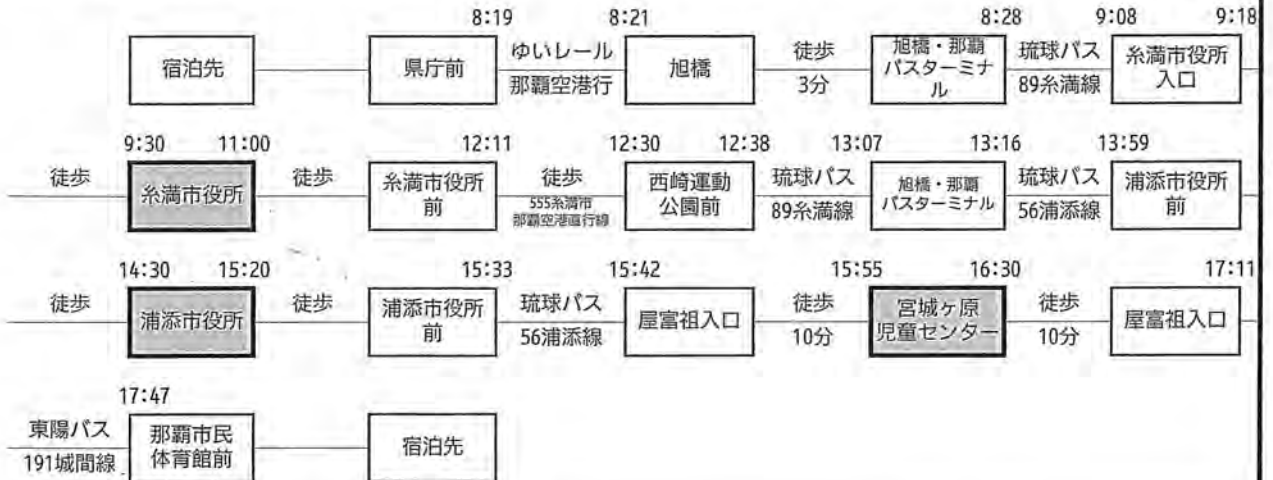
平成28年度 創風会行政調査行程表

1 行程

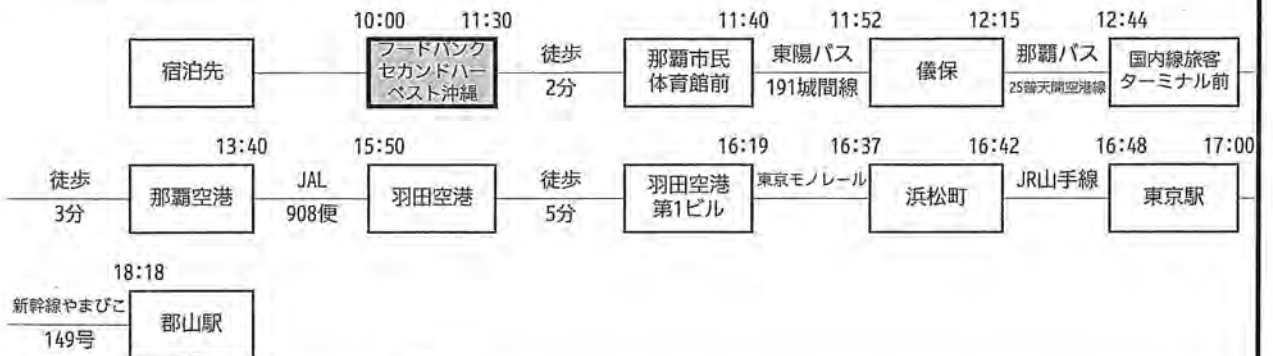
□1日目：平成28年11月9日（水）



□2日目：平成28年11月10日（木）



□3日目：平成28年11月11日（金）



2 人員 6名

大城 宏之 議員
 佐藤 徹哉 議員
 大木 進 議員
 山口 信雄 議員
 佐藤 栄作 議員
 森合 秀行 議員

3 調査内容

- (1) 平成28年11月9日（水） 14:30～16:00
 ○那覇市役所
 ・議会改革について
- (2) 平成28年11月10日（木）
 ○糸満市役所 9:30～11:00
 ・平和行政の取り組みについて
- (3) 平成28年11月10日（木）
 ○浦添市役所 14:30～16:30
 ・子どもの貧困対策に向けた取り組みについて
 （現地視察有り：宮城ヶ原児童センター）
- (4) 平成28年11月10日（金） 10:00～11:30
 ○NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄
 ・食品ロスを生活困窮者支援へ活かす取り組みについて


→裏面へ続く

4 連絡先

○那覇市役所 (担当: たかえす様)
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1
TEL 098-862-8194

○糸満市役所 (担当: もりた様)
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1-1
TEL 098-840-8100

○浦添市役所 (担当: まえかわ様)
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 (議会棟2階)
TEL 098-851-5057: 内線 5512

○NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄 (担当: )
〒902-0073 沖縄県那覇市上間200-1 大栄アパートA棟
TEL 098-853-3001

5 その他



TOBU TOP TOURS

AA No. 489139

お客様コード

平成28年11月7日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 大城 宏之 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥92,180-

| FORM OF PAYMENT | |
|----------------------|---|
| 現金 CASH | ✓ |
| 小切手 CHECK | |
| 銀行振込 BANK REMITTANCE | |
| ギフト券 GIFT TICKET | |
| クレジットカード CREDIT CARD | |

但し FOR 航空券代金 212 (1/9.10 羽田空港~那覇空港/往復)

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印

東武トップツアーズ株式会社
郡山支店
福島県郡山市並木1丁目
ウエスタンビル
電話 (024) 922-5777

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。支店長 飛知和比呂志

AA No. 489140



TOBU TOP TOURS

お客様コード

平成28年11月7日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 佐藤 徹哉 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥92,180-

| FORM OF PAYMENT | |
|----------------------|---|
| 現金 CASH | ✓ |
| 小切手 CHECK | |
| 銀行振込 BANK REMITTANCE | |
| ギフト券 GIFT TICKET | |
| クレジットカード CREDIT CARD | |

但し FOR 航空券代金 212 (1/9.10 羽田空港~那覇空港/往復)

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印

東武トップツアーズ株式会社
郡山支店
福島県郡山市並木1丁目
ウエスタンビル
電話 (024) 922-5777

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。支店長 飛知和比呂志

AA No. 489141



TOBU TOP TOURS

お客様コード

平成28年11月7日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 大木 進 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥92,180-

| FORM OF PAYMENT | |
|----------------------|---|
| 現金 CASH | ✓ |
| 小切手 CHECK | |
| 銀行振込 BANK REMITTANCE | |
| ギフト券 GIFT TICKET | |
| クレジットカード CREDIT CARD | |

但し FOR 航空券代金 212 (1/9.10 羽田空港~那覇空港/往復)

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印

東武トップツアーズ株式会社
郡山支店
福島県郡山市並木1丁目
ウエスタンビル
電話 (024) 922-5777

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。支店長 飛知和比呂志



TOBU TOP TOURS

お客様コード [Redacted]

平成 28 年 11 月 7 日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

山口 信雄 様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥ 92,180-

| FORM OF PAYMENT | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 現金 CASH | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 小切手 CHECK | <input type="checkbox"/> |
| 銀行振込 BANK REMITTANCE | <input type="checkbox"/> |
| ギフト券 GIFT TICKET | <input type="checkbox"/> |
| クレジットカード CREDIT CARD | <input type="checkbox"/> |

但し FOR 航空券代金 212 (1/9.1%羽田空港~那覇空港/往復)

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 [Redacted]

東武トップツアーズ株式会社
郡山支店
福島県郡山市並木1丁目
ウエスタンビル
電話 (024) 922-5733

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。 支店長 飛知和比呂志



TOBU TOP TOURS

お客様コード [Redacted]

平成 28 年 11 月 7 日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

佐藤 栄作 様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥ 92,180-

| FORM OF PAYMENT | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 現金 CASH | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 小切手 CHECK | <input type="checkbox"/> |
| 銀行振込 BANK REMITTANCE | <input type="checkbox"/> |
| ギフト券 GIFT TICKET | <input type="checkbox"/> |
| クレジットカード CREDIT CARD | <input type="checkbox"/> |

但し FOR 航空券代金 212 (1/9.1%羽田空港~那覇空港/往復)

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 [Redacted]

東武トップツアーズ株式会社
郡山支店
福島県郡山市並木1丁目
ウエスタンビル
電話 (024) 922-5733

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。 支店長 飛知和比呂志



TOBU TOP TOURS

お客様コード [Redacted]

平成 28 年 11 月 7 日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

森合 秀行 様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥ 92,180-

| FORM OF PAYMENT | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 現金 CASH | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 小切手 CHECK | <input type="checkbox"/> |
| 銀行振込 BANK REMITTANCE | <input type="checkbox"/> |
| ギフト券 GIFT TICKET | <input type="checkbox"/> |
| クレジットカード CREDIT CARD | <input type="checkbox"/> |

但し FOR 航空券代金 212 (1/9.1%羽田空港~那覇空港/往復)

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印 [Redacted]

東武トップツアーズ株式会社
郡山支店
福島県郡山市並木1丁目
ウエスタンビル
電話 (024) 922-5733

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。 支店長 飛知和比呂志

報告書

平成28年11月9日（水）訪問

那覇市「議会改革の取り組み」

那覇市議会議員議会改革部会長の我如古一郎様より、これまでの議会改革の取り組みの経過や現状について御説明頂きました。

那覇市は人口32.4万人、人口密度は約8200人/㎢で東京都の6168人/㎢より多く人口が集中している事がわかります。因みに郡山市の人口は約33.5万人で人口密度は約4.50人/㎢です。

まず、那覇市議会の議会改革のきっかけは、

- ① 議会基本条例を制定する全国的な流れ。
- ② 新庁舎建設による新議場の考え方。
- ③ 中核市への移行。

との事でした。そして議会の現状分析として議員から見てよい点は、議会質問が活発で質問回数は全国トップクラスであること。しかし一方で議論の方法が「与野党」対立型で議会全体の合意形成がうまくできていないと感じていました。その結果、市民の多様な意見を反映できていなかったとのことでした。

では議会に対する市民アンケートからわかった事は、

- ① 市長への関心に比べて議会への関心が低い。
- ② 何をしているかわからない。
- ③ 遠い存在で身近に感じない。

等でした。

それでは今後の議会の目指す方向性として

- ① 部の地域のみへ政策を反映させる陳情型ではなく、行政に提案し実行させる議会へ。その為には会派や「与野党」を超えた議会としての合意形成が必要となります。
- ② 市民参加型の開かれた議会となり、その結果、情報公開を進め市民意識の高まりに対応できる議会と変わらなければなりません。

これらの方向性を踏まえて、議会基本条例制定に向けての取り組みがスタートしました。

主なポイントとしては

- ① 定目標（スケジュール）の決定。
- ② 全議員による発言。
- ③ 市民との積極的な意見交換。

- ④ 議員の作業への参加（アンケート、タウンミーティングの準備）。
 - ⑤ 事務局との協働作業。
- となりました。

制定までの流れとしては以下の通りとなりました。

- ① 制定スケジュールの決定
- ② 有識者による議員研修会として平成23、24年にそれぞれ1回ずつ行いました
- ③ 全員協議会を平成24年に3回行いました。
- ④ 平成24年に市民アンケートを行いました。
- ⑤ 平成24年に関係団体との意見交換会を行いました。
- ⑥ 平成24年にタウンミーティング（市民との意見交換会）を行いました。
- ⑦ 平成24年に中核市移行に関する調査特別委員会に作業部会を設置し、計10回の部会を開催して素案を作成しました。
- ⑧ 平成24年にパブリックコメントを実施し、6人の提出者から、のべ48件の意見が提出され、条例案の修正を行いました。
- ⑨ 平成24年12月定例会にて、中核市移行に関する調査特別委員会にて協議の上、条例が提出され、全会一致にて原案可決されました。

それでは那覇市議会基本条例の特徴を述べてみたいと思います

- ・ 議案に対する議員の賛否を公表する為に、議場や「なは市議会だより」にて議員の賛否を公開。
- ・ 市民との意見交換を行う為に、議会報告会を毎年行う。
- ・ 請願者又は意見陳述等を行う場を設けるよう努め。その審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報提供を図る。
- ・ 市長が提出する予算案及び決算の審議に当たり、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求める。
- ・ 議会の会議における質問等は一問一答の方式で行うことが出来る。又市長その他の者は議員の質問等に対して反問することが出来る。
- ・ 本会議及び委員会において合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努める。
- ・ 議長、副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。また、議長は会派に属さない。
- ・ 予算決算常任委員会を設置し、4分科会から報告聴取後、表決し、本会議において委員長報告を行う。
- ・ 継続的な議会改革に取り組むために、推進組織として次の3部会を設置する。

- ① 議会改革部会～ICTの導入と政務活動費の使用基準
- ② 広報参画部会～議会報告会の開催
- ③ 政策検討部会～議員提案の政策づくり

これらの議会改革への取り組みが評価されて日経グローバルによる改革度ランキングは2010年の767位／810市中から2014年には89位へと大幅にアップしています。先日の福島県市議会議員研修会で話題になった早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査2015にては56位となっております。郡山市議会も今回の視察を通じて感じた、市民参加型の開かれた議会を目指して取り組む必要があると思います。

文責：創風会 山口信雄



那覇市議会議員 日本共産党

フェイスブックで情報発信中!

が ね こ いち ろう

我如古 一郎

総務常任委員会 副委員長
議会改革部会長
那覇市 農業委員



連絡先 那覇市議団控室 098-862-8628
事務所 那覇市長田 2-3-17 098-853-6180
沖縄大学近く、ファミリーマートうら

戦争法廃止・憲法
9条守る政府を

連絡先 日本共産党南部地区委員会
098-894-6350

無料生活相談
お気軽にどうぞ



守礼門

那覇市議会事務局

次長兼庶務課長

波平 治
Namihira Osamu

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL : (098) 862-8192
(098) 862-8108 (庶務課)
FAX : (098) 862-8296
E-mail: [REDACTED]

《郡山市議会行政視察資料》

◎タブレットの活用について

これ、ね。

(1) 導入に至るまでの経緯

- 議会改革の一例としてタブレットを導入している先進市を視察。議会向けのファイリングシステムをタブレットで運用することで、議案等の資料がいつでも見られること、紙資料の重さから解放されること等をメリットとして、導入に向けての検討が行われた。→クラウド方式
- 一部議員には、通信機器の導入に慎重な意見もあったが、多数が導入に賛同した。
- 導入に向けてはコストが大きな課題であったが、機器代金と3年分の通信費を合わせて入札を行うことで、コストを抑えることができた。

(2) 実施前と実施後の変化について

ア. 議員の意識

- 4月から12月までは、紙資料と平行する予定なので、今のところ、特に変わりはない。

イ. 議員の反応・評価

- 通常の議案以外に、市や議会の条例規程集や、基本計画等の資料を見られるようにしてほしいとの要望あり。
- メールを見る習慣のない議員がおり、メールで会議等の通知をしても、前日に電話をしないとわからない。(ただし、FAXで通知しても同じ事)

イーウ 想定していた効果はあったか。

- まだ紙資料を併用して配布しているので、具体的な効果・不満は顕在化していない。

ウ. 執行部等の評価等（執行部の評価、事務局の勤務体制と時間外勤務手当、臨時職員の配置等に変化はあるのか）

- 執行部にはタブレットは配布していない。議員の欠員者の分だけ、議会事務局で動作確認や内容確認のため使用している。
- 本会議等、人数の多い会議の場合はタブレットで資料提供した方が効率が良いが、委員会など少人数の場合は、紙で配布した方が楽と感ずることもある。
- 職員の業務の負担については特に変わらないが、紙資料の印刷時のように一冊ごとの乱丁、落丁を気にする必要がない。

(3) 取り扱い（貸与等に伴う規定の整備、使用場所・内容の範囲、公私の
区別、議員任期終了に伴う返還の際のデータの取り扱い等）について

●貸与に関する規定は作成済み。（別紙参照）

基本的に議場、委員会室に関わらず使用可。なお、貸与品ではなく、
個人所有のタブレットでも議長に届出をすれば使用可としている。た
だしその場合の通信費は公費負担を行わず、政務活動費の按分による
一部充当は可能としている。 $\frac{1}{2}$ 、10以内の範囲。

公用備品のため、インターネット検索に関しては最低限のフィルタリン
グは行っている。

任期終了時のデータの取り扱いについては特に決めていないが、携帯会
社の管理システムを入れているので、データを初期化することは可能。
また、ファイリングシステムについてはパスワードの変更を行う。

(4) 議会中継・議会報告会・議会だよりなど、他の面への波及効果は？

●タブレット導入と同時期にインターネット議会中継の録画放送をタブ
レットでも見られるように変更を行った。

●議会だより、市広報誌もファイリングし、どこでも見られるようにな
った。

(5) 予算面も含め、メリット・デメリットは？

●導入に際しては入札を行ったため、比較的安価で導入できた。これま
でFAXを貸与（40人中23人）していた（回線基本使用料を含む）→発注分は
が、8月末で終了することができた。今後、紙資料の配布を停止すれ 各自持ち
ば、印刷経費の削減が可能となり、配布の手間もなくなる。

増額分：機器代、初期費用

| | | | |
|--------------------------|---------------|------------|--------------|
| 本年3/28購入、 (3~4000円/台) | 通信費（40台） | 1,818,240円 | (約3800円/月/台) |
| | 資料ファイリングシステム料 | 1,101,600円 | |

削減分：FAX回線料（23台×12月） 772,800円

印刷用紙代 (未定)

コピー使用料 (未定)

●セルラーモデル（携帯電話と同じ電波による通信）を採用したため、
庁舎内外を問わずインターネット接続が可能である。

(6) 導入に際しての研修体制など

●導入時に携帯会社及びファイリングシステム会社から、各1回研修を
実施。その後、事務局職員にて1回研修を行った。今のところ、議員
から追加の研修要望は出ていない。



議会改革の取り組み

那覇市議会

那覇市（平成25年度より中核市）

人口 32万3,993人
面積 39.57 km²

那覇市議会

定数40 現員数35
（7会派、2無所属）
※女性議員数7人

800% /
 特と817-籍の
 人口密度
 747 km² = 那覇市

↓
 議長は無所属

報告書

糸満市：「平和行政の取り組みについて」


糸満市は第二次世界大戦沖縄戦終焉の地として、世界の恒久平和を願う「糸満市平和都市宣言」の理念のもと、戦争の悲惨さ、平和の尊さの教訓を次代へ継承し、平和行政を推進することを目的（第1条）として平成7年3月31日に糸満市平和啓蒙普及に関する条例を施行した。この条例の第3条には、「市長は、平和の尊さを市民に啓蒙するため、平和週間を設けるものとする。」としており、補則で平和週間は、毎年6月17日から6月23日までと定めている。平成8年から条例の第3条に基づき毎年度平和推進事業が行われており、今年度も継続事業である糸満市平和祈念祭や糸満市平和ガイド育成等の事業が行われたが、注目した事業は糸満市平和ガイド育成事業で、この事業の趣旨は、戦争を体験した高齢者が減少する中、苛烈を極めた地上戦が行われた沖縄県糸満市として、平和の尊さと戦争の悲惨さを後世に継承するためで、平成27年度は事前研修から始まり、全6回の実践研修を行い児童・生徒が3つのグループに分かれて現場研修を経て、最終研修ではそれぞれのグループが研修場所のガイドを発表し、若い世代の語り部の育成を行ったとの説明を受けた。出席率の低い研修生もいたなどの課題は残るが、次年度への提案等もしっかり考慮されており、戦後71年が経過し、年々戦争体験者が減少する中、次世代の語り部として若い世代を育成し、平和ガイドとして、戦争を知らない世代にも平和の尊さと戦争の悲惨さを伝える事により世界の恒久平和へと繋がるものだと改めて感じさせられた。また自分自身も、この地を訪問し、学んだこと、感じたことを広く発信すべきと強く感じた。

（文責： 創風会 佐藤 栄作）






糸満大綱引


 **糸満市議会事務局**

あらかき よしたか
局長 **新垣 善孝**


〒901-0392
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8100
FAX 098-840-8101
E-mail: 



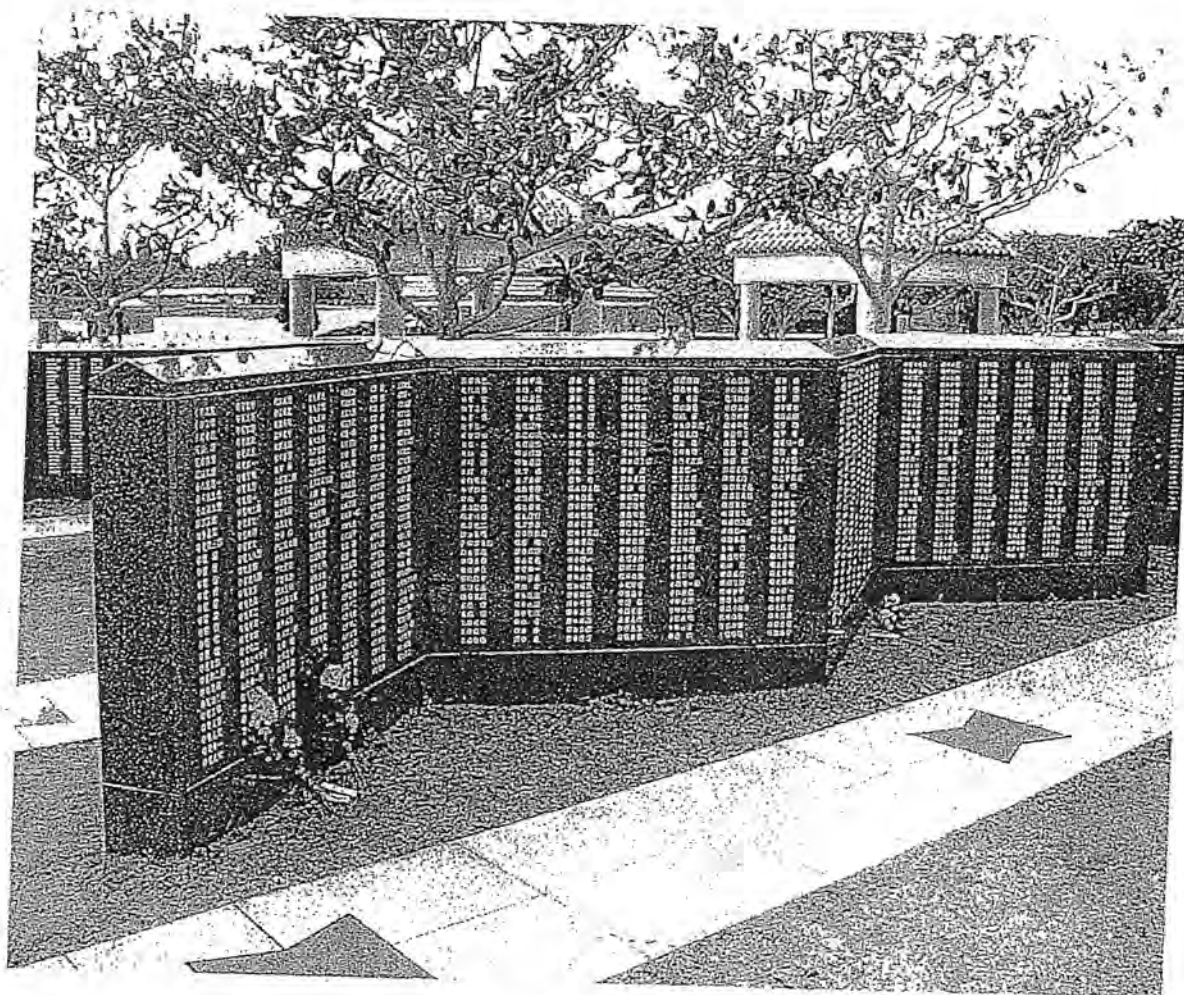
平和祈念公園 平和の礎

 **糸満市**
企画開発部 秘書広報課
男女・平和・交流係

主幹兼
係長 **玉城 尚美**

〒901-0392
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL(098)840-8118 FAX(098)840-8112
E-mail: 

糸満市平和行政の取り組み



平和の礎

沖縄県 糸満市

報告書

浦添市：子どもの貧困対策に向けた取り組みについて (宮城ヶ原児童センター視察含)

浦添市は沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにあり、東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市が隣接している。東西 8,4 km、南北 4,6 km、北を頂点として南西と南東に広がった扇形の形をし、総面積 19,48 km²、総人口 113,580 人である。

浦添市は数々の都市宣言を制定している中で平成 20 年 11 月、「子どものまちでだこ宣言」を制定した。現代の社会背景として日本の子どもの貧困率の上昇、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的・経済的な環境変化がある子どもの貧困の状況問題とは、経済的な困難が子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼす問題であり、その影響には短期的で深刻な影響が現れるものもや長い時間を経て徐々に影響が深刻化していくものがある。

特に重要なのは乳幼児期、小中学生期、高校生期等ライフステージに応じた、つなげる仕組み支援を必要とする取り組みである。幼児期では全ての子どもが安心して質の高い教育を受けられるよう子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供する。また、乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から保育や医療に係わる負担を軽減し、子ども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心な子どもの居場所づくりの推進及び小中学生の健全な発育・発達を図る観点等から経済的負担を軽減することにある。

子どもの貧困対策支援として、浦添市でだこ未来応援事業の居場所運営事業においては 11 か所の実施団体が設置された。これは対人関係や家庭の問題等の複合的な困難を抱えた子どもが孤立することなく社会的な自立に踏み出せるように子どもが安心して過ごせる居場所を運営する団体の活動支援である。

主な活動事業は食事の提供又は共同での調理を通しての食育活動(子ども食堂)。生活指導と基礎的な生活習慣の指導。学習支援や芸術・イベント活動・様々な社会体験活動等である。主な活動場所は児童センターや各自治会である。特に児童センターでの共同での料理や食事の提供を通じて、食の楽しさや食の大切さなど基本的な生活習慣を身につけさせ孤食を予防する。子ども達の諸活動の参加から子どもの安心・安全な場所として定着させ、学習・食事の提供を行い様々な体験の機会をつくり自己肯定感を育む活動を行う。さらに、地域の子どもや大人を含め、自治会集会所を利用することにより、学校の帰りに子どもたちが気軽に寄れる場所として予習・復習と自主学習の場とし、継続することにより学業の遅れをなくすなどの取り組みで、食育活動・学習体験を通し大人と子どもが顔見知りになることで地域から見えない子どもを減らし学習活動の充実・社会性の育成に繋げる活動を行っている。

視察施設の宮城ヶ原児童センター児童館は「健全育成」を目的とし、食の提供と寺子屋教室の定着から、子どもたちの未来の応援団として公営センターならではの取り組みを地域や関係機関と連携して行っています。

利用者は年間2万人、利用児童の半数以上が片親世帯若しくは生活環境が厳しい家庭にある子ども達であり、大半は休日以外センターで過ごしている。

私たちは児童センターを訪れた際、サプライズのおもてなしを受けました。それはセンターの子どもたちとボランティアの方が食堂で調理した料理を提供してくれたのです。私たちはこの温かい心暖まる食事を口にすることにより、改めて「食の重さと大事さ」を実感させられました。センター館長はじめ職員・ボランティアの方々に深く感謝申し上げます。

子ども貧困対策は各自治体深刻な問題である。本市においてもその傾向が徐々に表れており、既にNPO団体により子ども食堂が実施されている現状から今後、子ども貧困対策を総合的に推進していくことが必要と考える。

文責：創風会 大木 進







浦添市役所
福祉部 保護課

課長

宮城 増美
Masumi Miyagi

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1
電話(098)876-1234 (内線3510)
FAX(098)876-1256
E-mail: [redacted]



浦添市議会事務局



次長 花城 晨寿

Hanashiro Akitoshi

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL : 098-876-1234(内線5510) FAX : 098-876-9467



浦添市役所

福祉部 保護課 管理係

主査 平良 清美

Kiyomi Taira

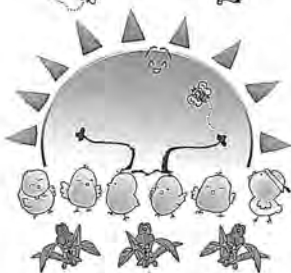
〒901-2501 沖縄県浦添市1丁目1番1号

TEL : 098-876-1234 (代) 内線 3528

FAX : 098-876-1256

E-mail hogo@city.urasoe.lg.jp

ぬくもりの中で育つ
“てだこの子”



沖縄県浦添市
福祉部 保育課

課長 仲本 力

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1-1
TEL(098)876-1234(代)(内線3620)
FAX(098)879-7190
E-mail: [redacted]



浦添市立宮城ヶ原児童センター

館長 池原 千佳子

〒901-2126 沖縄県浦添市宮城2丁目4番1号

TEL (098)876-1895

携帯 [redacted]

E-mail: [redacted]

沖縄県子どもの貧困対策計画

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題
- 第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策
- 第4章 子どもの貧困に関する調査研究
- 第5章 連携推進体制の構築

平成28年3月

沖 縄 県

NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄の視察

2016年11月11日

2016年11月11日、気温は25度以上と汗ばむ晴天の中、沖縄県那覇市にあるNPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄の視察を実施した。場所は、沖縄県那覇市にある世界文化遺産である「琉球王国の城（グスク）と関連遺産群」の主要構成文化財の1つで、美ら海水族館、平和記念公園と並んで沖縄観光の名所の1つ首里城近くの住宅街に建物はあつた。メインストリートから1本道が奥まったところで築年数40年以上は建つていふような雑居ビルの1階に建物があつた。実際、視察団一行は建物発見に困難を極める様な状況であつた。ここから視察先であるNPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄は、限られた活動資金で運営が行われていることがうかがいしれた。

大城宏之団長を中心に総勢6名の視察団は、NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄の代表理事である■■■■氏と各自名刺交換の後、大城団長、■■■■代表理事の挨拶の後、■■■■代表理事からNPO法人設立の経緯、活動状況の説明、活動上の課題、あと参加者全員による子どもの貧困問題やフードバンクなどの幅広い意見交換、倉庫にある食品の見学といった内容で約1時間半以上に渡つて視察行つた。

■■■■氏が、NPO法人設立きっかけになつたのは、本市では放映されていないテレビ東京「ガイアの夜明け」といふ経済ドキュメント番組での東京でのフードバンク運営者の活躍を見て、貧困にあえぐ沖縄でもぜひ立ち上げようと約10年前に自宅の1間を使つて1人で始めたといふことだつた。現在は、■■■■氏の他に約10名のボランティアスタッフで運営されているといふことだつた。沖縄の食品スーパーなどの企業やフードバンク先進国アメリカで非常に活動に理解のあるアメリカ軍基地などから年間55tぐらいの食材が提供されているといふことだつたが、約6割が飲料といふことで、まだまだ貧困問題の解消に一役を買うほどの量を満たしているとは全くいえないといふことだつた。■■■■氏によるとフードバンクの運営形態は、全国各地まちまちであるといふことだが、農水省が作成したガイドラインに基づいて運営されていること多いといふことだつた。提供された食材は、視察先の場合、個人に直接提供は行わず、福祉の窓口を通じて必要なものを団体・個人に提供しているといふことだつた。運営上の課題としては、量がまずまだまだ足りなく特に米を必要とする団体・個人が多い中、産地のほとんどは本州のため輸送費のコストが原因でなかなか多くの量が提供してもらえていないといふことだつた。また、何とか10年近くNPO法人を運営してきたが、活動資金もなかなかままならないといふことだつた。最後に倉庫を見学させてもらったが、確かに在庫が少なくやりくりが大変な印象を受けた。

最後に、本市でフードバンク事業の需要があるのかと検討をしてみた場合に必要なこととして、子どもの貧困の問題の実態の正確な把握が必要であると感じた。沖縄のように食べるものにも困るような貧困状態なのか、それとも生活保護等の社会保障でそのような問題は克服されているが、塾に通えないなど教育面での支援など次のステップでの生活改善や支援が必要なのか的確に把握していかないとミスマッチを起こす可能性があるのではないかと感じた。

文責 森合秀行

NPO法人 **フードバンク2h沖縄**
フードバンクセカンドハーベストオキナワ



代表理事



〒902-0073
那覇市上間200-1 ダイエイA101
TEL & FAX 098-853-3001
HP <http://www.2h-okinawa.org/>
BLOG <http://foodbankokinawa.ti-da.net/>
MAIL info@2h-okinawa.org

NPO法人 **フードバンク2h沖縄**
フードバンクセカンドハーベストオキナワ



理事



〒902-0073
那覇市上間200-1 ダイエイA101
TEL & FAX 098-853-3001
HP <http://www.2h-okinawa.org/>
BLOG <http://foodbankokinawa.ti-da.net/>
MAIL info@2h-okinawa.org



平成 27 年度 独立行政法人 福祉医療機構 WAM 助成

「誰もが食べ物を得られる社会を目指す事業」

報 告 書

2016 年 3 月

NPO 法人 フードバンクセカンドハーベスト沖縄

会派名

創風会

支出調書

| | | |
|---|---|-----|
| 代表者 | 経理責任者 | 起案者 |
|  |  | 共通 |

| 区分 | 事由 | 費目・金額 | | | | | | 小計 |
|-----|-------------|----------------|--------------|--|---------------|--------|------------|----------|
| 1 | 調査研究費 | 行政調査（東京都）旅費として | 交通費 | | 旅費 | 49,080 | 自動車燃料費 | 49,080 |
| | | | 資料作成費 | | 調査委託費 | | 振込料 | |
| 2 | 研修費 | | 会場費 | | 講師謝金 | | 出席者負担金・会費 | |
| | | | 交通費 | | 旅費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | | 食糧費 | | 振込料 | |
| 3 | 広報費 | | 会場費 | | 交通費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | | 広報誌（紙） | | 報告書等印刷費 | |
| | | | 送料（折込料含む） | | ウェブページ掲載代 | | 茶菓子代 | |
| | | | 振込料 | | | | | |
| 4 | 広聴費 | | 会場費 | | 交通費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | | 茶菓子代 | | 振込料 | |
| 5 | 要請・陳情活動費 | | 交通費 | | 旅費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | | 振込料 | | | |
| 6 | 会議費 | | 会場費 | | 交通費 | | 自動車燃料費 | |
| | | | 資料作成費 | | 振込料 | | | |
| 7 | 資料作成費 | | 印刷製本費 | | 翻訳料 | | 筆耕料 | |
| | | | 振込料 | | | | | |
| 8 | 資料購入費 | | 法規追録代 | | 参考図書代 | | 新聞雑誌等購読料 | |
| | | | 有料データベース等利用料 | | 振込料 | | | |
| 9 | 人件費 | | 賃金 | | 社会保険料等 | | 振込料 | |
| 10 | 事務所費 | | 備品購入費 | | 事務機器等リース代 | | 消耗品等事務費 | |
| | | | 印刷代 | | 振込料 | | 配送手数料 | |
| 11 | 通信運搬・自動車燃料費 | | 電話料等（按分） | | 郵便料等 | | 自動車燃料費（按分） | |
| | | | その他 | | | | | |
| 使用者 | 共通 | Ⓞ 支出年月日 | H28年11月24日 | | 現金出納簿 支出番号 | 47 | 合計 | 49,080 円 |

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 47

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 大城 宏之



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

| | | |
|-----------------|----------------------------------|--|
| 請求金額 | 49,080 円 ※別紙、旅費計算書のとおり | |
| 目 的 | 行政調査 | |
| | | |
| 用 務 先 | 東京都 | |
| | | |
| 内 容 | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会全国向けシンポジウム | |
| | | |
| 期 間 | 28年 11月28日 ~ 28年 11月28日 (0泊 1日) | |
| 行 程 | 別紙のとおり | |
| 出張(調査等)者 氏 名 | ・大城 宏之 | |
| | ・佐藤 栄作 | |
| | | |
| | | |
| 特 記 事 項 | | |

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

| | | | | |
|---------|-----------|--|-------|-----------|
| 会 派 会 長 | 経 理 責 任 者 | | 受 理 日 | 28年11月24日 |
| | | | 許 可 日 | 28年11月24日 |
| | | | 支 出 日 | 28年11月24日 |

上記金額を受領しました。

28年11月24日

申請代表者氏名 大城 宏之



平成28年度 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会全国向けシンポジウム行程表

1 行程

□ 1日目：11月28日(月)



2 人員 2名

大城 宏之 議員
佐藤 栄作 議員

3 内容

- 日時
11月28日(月) 14:00~17:00
- 会場
TKPガーデンシティ品川
(港区高輪3-13-3)
- 内容
 - ・東京2020参画プログラムの事例紹介
文化・芸術パフォーマンス
 - ・パネルディスカッション
(リオ大会出場アスリート、文化芸術分野識者等)

4 連絡先

○東京都議会事務局総務課 吉越、天谷
TEL: 03-5320-7111

5 その他

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 創風会

参加議員 : 大城宏之、佐藤栄作

日 程 : 平成28年11月28日(月)

行 先 : TKPガーデンシティ品川(東京都港区高輪3-13-3)

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------|-------------|------------------|------------------|-----------------------|--|--|--|-------|
| | 郡 山 駅 | 東 京 駅 | 品 川 駅 | 東 京 駅 | 郡 山 駅 | | | | |
| | やまびこ 136号 226.7 | | JR 山手線 6.8 | JR 山手線 6.8 | やまびこ 153号 226.7 | | | | |
| 運賃 | 4,000 | | 4,000 | | | | | | 8,000 |
| 急行料金 | 3,680 | | | 3,680 | | | | | 7,360 |
| グリーン | 3,090 | | | 3,090 | | | | | 6,180 |
| 実費 | | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | |
| 運賃 | | | | | | | | | 0 |
| 急行料金 | | | | | | | | | 0 |
| グリーン | | | | | | | | | 0 |
| 実費 | | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | |
| 運賃 | | | | | | | | | 0 |
| 急行料金 | | | | | | | | | 0 |
| グリーン | | | | | | | | | 0 |
| 実費 | | | | | | | | | 0 |

| | | | | |
|-----|----------|------|---------|----------------|
| 交通費 | 21,540 | | 21,540 | |
| 日当 | 3,000 × | 1日 = | 3,000 | |
| 宿泊費 | 14,800 × | 泊 = | 0 | |
| 合計 | | | 24,540円 | × 2人 = 49,080円 |













出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 47

会 派 会 長 様



下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。

出張（調査等）議員名

| | | | |
|--------|---|---|---|
| ・大城 宏之 |  | ・ |  |
| ・佐藤 栄作 |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |

記

| | | | | | | |
|---------|---|---------|-----|---------|-----|----|
| 期 間 | 平成28年 11月 28日 ~ 平成28年 平成28年 11月 28日 (泊 1日) | | | | | |
| 目 的 | 行政調査 | | | | | |
| | | | | | | |
| 用 務 先 | TKP ガーデンシティ品川 | | | | | |
| | | | | | | |
| 行 程 | 別紙行程表のとおり | | | | | |
| 内容及び成果 | 別紙のとおり | | | | | |
| | | | | | | |
| 旅 費 精 算 | 受領額 | 49,080円 | 精算額 | 49,080円 | 返納額 | 0円 |

| | | | | | |
|---|---|--|--|-------|-------------|
| 上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。 | | | | | |
| 会 派 会 長 | 経 理 責 任 者 | | | 受 理 日 | 平成28年11月30日 |
|  |  | | | 確 認 日 | 平成28年11月30日 |
| | | | | 精 算 日 | 平成28年11月30日 |

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

平成28年度 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会全国向けシンポジウム行程表

1 行程

□ 1日目：11月28日(月)



2 人員 2名

大城 宏之 議員
佐藤 栄作 議員

3 内容

- 日時
11月28日(月) 14:00~17:00
- 会場
TKPガーデンシティ品川
(港区高輪3-13-3)
- 内容
 - ・東京2020参画プログラムの事例紹介
文化・芸術パフォーマンス
 - ・パネルディスカッション
(リオ大会出場アスリート、文化芸術分野識者等)

4 連絡先

○東京都議会事務局総務課 吉越、天谷
TEL: 03-5320-7111

5 その他

報告書

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会全国向けシンポジウム

東京都・東京都議会の主催、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の共催で、全国の地方自治体職員及び地方議会議員を対象とした、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウムがTKPガーデンシティ品川で開催された。まず、主催・共催者挨拶として小池百合子東京都知事と川井しげお東京都議会議長の挨拶があり、次に「東京2020参画プログラム」事例紹介として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から企画財務局アクション&レガシー担当部長の石川貴規氏と埼玉県 県民生活部 文化振興課課長の福田哲也氏と福島県 企画調整部 文化スポーツ局文化振興課 指導主事の中村充幸氏の3名がそれぞれ、文化事業の取組や参画プログラムの事例を紹介した。福島県の事例紹介では、平成28年度 ふくしまからはじめよう。「地域のたから」民俗芸能承継事業として、県内各地の祭りの様子などを取り上げていた。次に、文化芸術パフォーマンスとして、リオデジャネイロパラリンピック閉会式出場 義足のダンサー大前光市氏のダンスと、男子学生チアリーディングチーム 早稲田大学 SHOCKERS によるパフォーマンスが披露された。最後に、東京2020大会を契機とした日本各地での盛り上がりとレガシー創出のためのアイデアをテーマとしたパネルディスカッションが行われ、コーディネーターとして早稲田大学教授の原田宗彦氏、パネリストとして、リオデジャネイロオリンピック競泳銅メダリストの星奈津美氏、リオデジャネイロパラリンピック柔道銀メダリストの廣瀬誠氏、東京大学名誉教授の青柳正規氏、認定NPO法人カタリバ代表理事の今村久美氏、青森県今別町長の阿部義治氏、内閣官房オリパラ事務局 企画・推進統括官の多田健一郎氏の計7名でのディスカッションが開催された。コーディネーターの原田教授から出される様々なテーマのもと、各パネリストが発言されていたが、中でも印象深かったことは、阿部今別町長の言葉で、今別町は2015年10月21日、今別町とモンゴルフェンシング協会との間で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、モンゴルフェンシングチームの事前合宿を今別町で行う、基本合意書調印式が行われ、海外チームの事前合宿誘致が決まったのは、今別町が東北・北海道で初となったが、事前合宿誘致には、職員まかせでは、誘致は実現しない、その自治体のトップがいかにか情熱と行動力を以って取り組むかが重要だという趣旨の発言をされていたのが印象深く、本市もオランダを相手国とするホストタウンに登録され、現在様々な交流事業が展開されているが、本市も事前合宿誘致に向け、更に取り組みを強化し、実現となるべく行動すべきと考えさせられたシンポジウムであった。

(文責：創風会 佐藤 栄作)



公開プログラム
オールジャパン



全国の 地方自治体職員 及び 地方議会議員 対象

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウム

2020年に向けて 日本全国みんなで盛り上がる

開催日時

2016年11月28日(月)

14:00~17:00 (開場時間13:00)

会場

TKPガーデンシティ品川

〒108-0074

東京都港区高輪3-13-3 (SHINAGAWA GOOS 1F)

主催

東京都・東京都議会

共催

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会

後援

全国知事会・全国市長会・全国町村会・
全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会・全国町村議会議長会

事務局

東武トップツアーズ株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル16階
TEL 03-5348-2703 FAX 03-5348-2704



会派名 **創風会** 支出調書

| | | |
|---|---|---|
| 代表者 | 経理責任者 | 起案者 |
|  |  |  |

| 区分 | 事由 | 費目 | | | | 金額 | | 小計 |
|-----|---|--------------------------------|--------------|---------------|--------|------------|--|----------|
| 1 | 調査研究費 | 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）の傍聴 | 交通費 | 旅費 | 24,540 | 自動車燃料費 | | 24,540 |
| | | | 資料作成費 | 調査委託費 | | 振込料 | | |
| 2 | 研修費 | | 会場費 | 講師謝金 | | 出席者負担金・会費 | | |
| | | | 交通費 | 旅費 | | 自動車燃料費 | | |
| | | | 資料作成費 | 食糧費 | | 振込料 | | |
| 3 | 広報費 | | 会場費 | 交通費 | | 自動車燃料費 | | |
| | | | 資料作成費 | 広報誌（紙） | | 報告書等印刷費 | | |
| | | | 送料（折込料含む） | ウェブページ掲載代 | | 茶菓子代 | | |
| | | | 振込料 | | | | | |
| 4 | 広聴費 | | 会場費 | 交通費 | | 自動車燃料費 | | |
| | | | 資料作成費 | 茶菓子代 | | 振込料 | | |
| 5 | 要請・陳情活動費 | | 交通費 | 旅費 | | 自動車燃料費 | | |
| | | | 資料作成費 | 振込料 | | | | |
| 6 | 会議費 | | 会場費 | 交通費 | | 自動車燃料費 | | |
| | | | 資料作成費 | 振込料 | | | | |
| 7 | 資料作成費 | | 印刷製本費 | 翻訳料 | | 筆耕料 | | |
| | | | 振込料 | | | | | |
| 8 | 資料購入費 | | 法規追録代 | 参考図書代 | | 新聞雑誌等購読料 | | |
| | | | 有料データベース等利用料 | 振込料 | | | | |
| 9 | 人件費 | | 賃金 | 社会保険料等 | | 振込料 | | |
| | | | 備品購入費 | 事務機器等リース代 | | 消耗品等事務費 | | |
| 10 | 事務所費 | | 印刷代 | 振込料 | | 配送手数料 | | |
| | | | 電話料等（按分） | 郵便料等 | | 自動車燃料費（按分） | | |
| 11 | 通信運搬・自動車燃料費 | | その他 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 使用者 | 近内 利男  | 支出年月日 | 28年12月5日 | 現金出納簿 支出番号 | 48 | 合計 | | 24,540 円 |

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 48


会 派 会 長 様

申請代表者氏名 近内 利男





下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記


| | | |
|------------|--|-----------------------|
| 請求金額 | 24,540円（1人あたり 24,540円） ※別紙、旅費計算書のとおり | |
| 目的 | 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）の傍聴 | |
| 用務先 | 東京都港区 航空会館 | |
| 内容 | 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）の運営 自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況 | |
| 期間 | 平成28年年12月5日 ～ 平成28年12月 5日（ 0 泊 1 日） | |
| 行程 | 郡山駅  東京駅～新橋駅～航空会館～新橋駅～東京駅～郡山駅 | |
| 出張（調査等）者氏名 | ・ 近内利男 ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ ・ ・ |
| 特記事項 | | |

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

| | | | | |
|---|---|--|-------|-----------|
| 会 派 会 長 | 経 理 責 任 者 | | 受 理 日 | H28年12月5日 |
|  |  | | 許 可 日 | H28年12月5日 |
| | | | 支 出 日 | H28年12月5日 |

上記金額を受領しました。

平成 28 年12月5日

申請代表者氏名 近内利男 

平成28年度 創風会行政調査行程表

1 行程

□ 1日目：12月5日（月）



2 人員 1名

近内 利男 議員

3 内容

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）の傍聴

○日 時
12月5日（月） 16:00～18:00

○会 場
航空会館
（港区新橋1-18-1）

○内容
（1）新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の運営
（2）自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況

4 連絡先

○厚生労働省 自殺対策推進室
TEL：03-3595-2092

5 その他

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 創風会

参加議員 : 近内 利男

日 程 : 平成28年12月5日 (月)

行 先 : 航空会館 (港区新橋1-18-1)

| | | | | | | | | | |
|------|----------------------|------------------|------------------|-----------------------|-------------|--|--|--|-------|
| | 郡 山 駅 | 東 京 駅 | 新 橋 駅 | 東 京 駅 | 郡 山 駅 | | | | |
| | やまびこ 46号 226.7 | JR 山手線 1.9 | JR 山手線 1.9 | やまびこ 217号 226.7 | | | | | |
| 運 賃 | 4,000 | | 4,000 | | | | | | 8,000 |
| 急行料金 | 3,680 | | | 3,680 | | | | | 7,360 |
| グリーン | 3,090 | | | 3,090 | | | | | 6,180 |
| 実 費 | | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | |
| 運 賃 | | | | | | | | | 0 |
| 急行料金 | | | | | | | | | 0 |
| グリーン | | | | | | | | | 0 |
| 実 費 | | | | | | | | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | |
| 運 賃 | | | | | | | | | 0 |
| 急行料金 | | | | | | | | | 0 |
| グリーン | | | | | | | | | 0 |
| 実 費 | | | | | | | | | 0 |

| | | | | |
|-----|----------|------|---------|----------------|
| 交通費 | 21,540 | | 21,540 | |
| 日 当 | 3,000 × | 1日 = | 3,000 | |
| 宿泊費 | 14,800 × | 泊 = | 0 | |
| 合 計 | | | 24,540円 | × 1人 = 24,540円 |

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）傍聴券

氏名 近内 利男 様

・日時 平成28年12月5日（月）16:00～18:00

・場所 航空会館 7階702+703会議室
（東京都港区新橋1-18-1）

傍聴にあたり下記の事項をお守りください。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) アラーム付の時計、携帯電話等、音の出る機器については電源を切るか、音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- (3) 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、レコーダー等の使用はご遠慮ください。
- (4) 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害になるような行為は慎んでください。
- (5) 傍聴中、新聞又は啓類の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (6) 傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
- (7) 傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- (8) 刃物その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (9) その他、座長及び事務局職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

【新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会事務局】

厚生労働省 自殺対策推進室

TEL 03-3595-2092











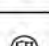
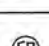
出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 48

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。



出張（調査等）議員名

| | | | |
|--------|---|---|---|
| ・近内 利男 |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |
| ・ |  | ・ |  |

記

| | | | | | | |
|---------|-----------------------------------|----------|-----|----------|-----|-----|
| 期 間 | 平成28年12月 5日 ～平成28年 12月 5日（ 0泊 1日） | | | | | |
| 目 的 | 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）の傍聴 | | | | | |
| | | | | | | |
| 用 務 先 | 東京都港区 | | | | | |
| | | | | | | |
| 行 程 | 別紙行程表のとおり | | | | | |
| 内容及び成果 | 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）の運営 | | | | | |
| | 自殺総合対策に基づく諸施策の進捗状況 | | | | | |
| 旅 費 精 算 | 受領額 | 24,540 円 | 精算額 | 24,540 円 | 返納額 | 0 円 |

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

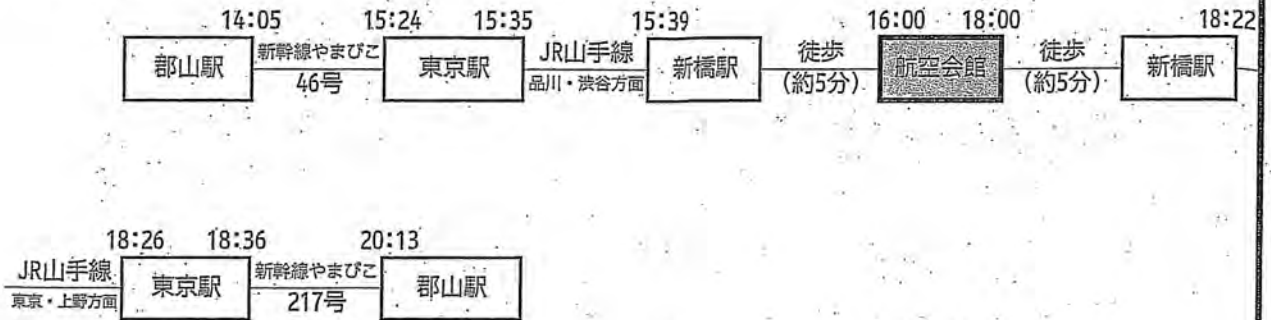
| | | | | |
|---|---|--|-------|-----------------|
| 会 派 会 長 | 経 理 責 任 者 | | 受 理 日 | H 28 年 12 月 5 日 |
|  |  | | 確 認 日 | H 28 年 12 月 5 日 |
| | | | 精 算 日 | H 28 年 12 月 5 日 |

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

平成28年度 創風会行政調査行程表

1 行程

□ 1日目：12月5日(月)



2 人員 1名

近内 利男 議員

3 内容

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会(第1回)の傍聴

○日時
12月5日(月) 16:00~18:00

○会場
航空会館
(港区新橋1-18-1)

○内容
(1) 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の運営
(2) 自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況

4 連絡先

○厚生労働省 自殺対策推進室
TEL: 03-3595-2092

5 その他

「新たな自殺対策大綱の在り方に関する検討会」(第1回)

～行政調査報告書～

日 時：2016年12月5日(月) 16:00～
場 所：東京都 航空会館
行政調査報告者：近内 利男

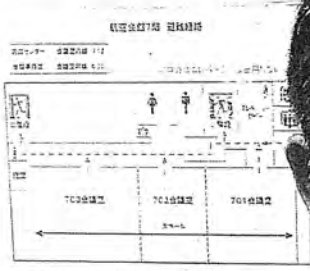
平成24年に閣議決定された自殺対策大綱は、おおむね5年ごとに見直しを行うことになっていて、今回の検討会の立ち上げになった。

メンバーは、平成28年度から所管が総務省から厚生労働省に移管され、厚生労働省からは4人、そのほか総務省などの省が6省、消費者庁などの庁が5庁、一般からの関係者が15人の構成で開かれた。

議題は、1、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の運営 2、自殺総合対策策に基づく施策の実施状況 として各省庁よりこの間の事業の取り組み報告が行われた。その後各委員より意見が求められた。構成員の中には、本市で取り組んでいる「安全・安心なまちづくり特別委員会」で講師として招聘した、清水委員や、本市特別委員会を傍聴に来た田中委員もおられた。

出された意見は、「フォローアップからシフトチェンジに」「ストレスチェック 50人以上の事業所でも実施しているのは半分くらい、保健指導で軽減している」「ハイリスクアプローチ ポピュレーションアプローチ ポジティブファクター」「経済格差は健康格差につながっている、エビデンスあり」「過重労働長時間労働が問題だ 青天井の36協定 インターバル規制」「小学校中学校は見えるが、高校になると見えにくくなる、10代後半から20代にかけての相談体制が弱い」「市町村での取り組みが不足している」「死の統計に不明の死がある 監察医は東京だけにしかない」・・・などなど

郡山市も一年に70人前後の人が自殺で死亡している。当局はセーフコミュニティで自殺対策を、議会としては特別委員会で自殺対策の条例化を議論している。少子高齢化の波の中で人口減少社会を迎え、防ぐことのできる自殺対策の取り組みを強化し、市民一人一人が生き生きと暮らせる社会の構築を目指さなければならない。



7階 702+703会議室 16:00～

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会(第1回)

御席

近内用

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）

議 事 次 第

平成 28 年 12 月 5 日（月）
16 時 00 分～18 時 00 分
於：航空会館 7 階 702+703 会議室

（議題）

1. 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の運営
2. 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況

（配付資料）

- 資料 1 自殺総合対策大綱の見直しについて
 - 資料 2-1 自殺総合対策大綱策定までのスケジュール（案）
 - 資料 2-2 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の進め方（案）
 - 資料 3-1 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の開催について
 - 資料 3-2 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の構成員名簿
 - 資料 3-3 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会運営要領（案）
 - 資料 4 自殺者数の推移等
 - 資料 5 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況
-
- 参考 1-1 自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要
 - 参考 1-2 自殺対策基本法
 - 参考 2-1 自殺総合対策大綱 概要
 - 参考 2-2 自殺総合対策大綱